

2019年にジュニアNISA口座で購入した 投資信託をお持ちのお客さまへ

拝啓

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2022年12月16日(金)の令和5年度税制改正大綱の中で、NISA新制度の概要が公表され、現行NISA制度は2024年1月に大きく改正される予定です。

上記に伴い、「投資信託のお取引【取引残高報告書(照合通知書)】」に掲載しております一部ご説明が以下の通り変更となります。

変更箇所

「2023年12月末に非課税期間が満了するNISA口座の明細」に係るご説明
(以下イメージ図赤枠内)

投資信託のお取引【取引残高報告書(照合通知書)】

投資信託口座番号：0000000(作成基準日：2023年 3月31日)

□2023年12月末に非課税期間が満了するNISA口座の明細

NISAの非課税期間は最長5年間です。

2023年12月末に非課税期間が満了する2019年分のNISA口座の明細をお知らせします。

5年間の非課税期間満了後は、解約する以外に次のいずれかをお選びいただけます。

- ①2024年から設定される非課税投資枠へ移行し、投資を続ける(ロールオーバー)。
 - ②課税口座(特定口座を開設しているお客さまは特定口座)に移行して投資を続ける(※)。
- ※非課税期間が満了するNISA口座の明細と同一の明細を一般口座で保有しているお客さまは、一般口座に移行されます。

変更後

非課税期間満了後は、2024年に設定される継続管理勘定へ自動的に移行されます。

継続管理勘定への移行をご希望されない場合は、最寄りの店舗にご来店のうえ、お手続きください。



ご来店の際は当行ホームページよりご来店予約をお願いします。

詳しくはこちら



2024年以降のジュニアNISA制度の取扱いについて、詳しくは裏面をご参照ください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

ジュニアNISA制度終了以降(2024年以降)の取扱いについて

ジュニアNISAは2023年末をもって口座開設可能期間が終了することに伴い以下の取り扱いとなります。

- 2024年以降、ジュニアNISA口座においては新たに投資信託の購入を行うことはできません。
- 2023年末までにジュニアNISA口座で購入した投資信託については、非課税期間が満了した場合も口座名義人がその年1月1日時点で18歳である年の前年12月31日までの間は、継続管理勘定にて引き続き非課税で保有することができます。なお、継続管理勘定へのロールオーバーにあたっては、依頼書の提出は不要です。
- ただし、非課税期間満了年の翌年1月1日(以下、基準日)時点で口座名義人が成年に達している場合、基準日に新しいNISAが自動的に設定されますが、継続管理勘定の残高を新しいNISAへロールオーバーすることはできません。
- 2024年以降、口座名義人が18歳(*)未満で任意にジュニアNISA口座からの払出しを行う場合であっても、過去に非課税として支払われた譲渡益及び配当金等について非課税となります。

(*)3月31日時点で18歳である年の前年12月31日

		2023年まで	2024年以降
非課税期間		5年間	不変
ロールオーバー	NISAへ (口座名義人:成年)	可	不可(*)
	継続管理勘定へ (口座名義人:未成年)	—	自動でロールオーバー (成年に達するまで非課税で保有可)
新しいNISAの 非課税保有限度額(総枠)への算入		—	算入されない

詳しくはこちら



(*)口座名義人の成年到達時、継続管理勘定から2024年以降の新しいNISAへのロールオーバーは不可となります。